九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

経済規制の理論と会計規制

大石，桂一

https://doi.org/10.15017/3000096

出版情報：経済論究. 91, pp.31-58, 1995-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

経済規制の理論と会計規制

大　石　桂　一

I. はじめに

周知のように，米国において会計規制が本格的に行われるようになったのは，1933年証券法および1934年証券取引所法の制定と，それに伴う独立規制機関[1]としての証券取引委員会（SEC）の設置を直接の契機としている。このように，証券市場規制の一環として開始された会計規制の起源（origin）は，1929年の株価大暴落という歴史的な特殊事情[2]に負うところが大きいのだが，会計規制が60年以上も続けられてきたという事実は，会計規制の意義はその起源の特殊性をはなれたところに存在している，ということを意味している。

しかしながら，必ずしもそれは，会計規制は将来にわたっても持続する普遍的なものだということを意味するわけではない。会計規制の最も重要な一部である会計基準の設定を巡って，1930年代から現在に至るまで絶えることなく論争が繰り広げられてきたし，これらの論争は，会計規制を取り巻く多くの問題を示唆している。とりわけ，財務会計基準審議会（FASB），SEC，ビジネス・ラウンドテーブル，および議会の間での長きにわたる論争は，その質を変えながらも，近年ますます激化する傾向にあり，会計規制のあり方そのものが問われてきていると言えよう（Burton & Sack [1990]）。

会計規制のあり方が問題となるのは，会計規制が経済社会において大きな役割を果たしているからである。会計規制は会計実践を規定する。その結果，会計規制は，意思決定の基礎となる会計情報の質と量に影響を及ぼすだけでなく，富の分配の基礎となる会計数値にも影響を与えることによって，様々な経済的な帰結をもたらす。このように，会計規制は，経済社会における会計の機

能と深く関わっている。それゆえ，現実の会計規制を説明する理論が求められているのである。

1960年代後半以降，急速に台頭してきた実証的会計理論は，会計規制の説明理論を展開する上で大きな役割を果してきた。例えば，Watts & Zimmerman を中心とする実証的会計理論の研究者たちは，Stigler [1971] を嚆矢とする「規制の経済理論」を援用しつつ，会計規制に関与する企業経営者の動機をかなりの程度明らかにしてきた。これらの経営者の動機に関する実証研究は，会計規制の現実を説明する上で，大きな貢献を果たしていることは間違いない。しかしながら，未解決の問題が多く残されているのも事実である。

そこで本稿では，米国における会計規制論を再検討することによって，これまで展開されてきた理論を整理し，現在までの到達点ならびに未解決の問題を示唆する。特に，問題点としては，会計規制者の動機を所与として展開されてきたこれまでの理論の限界を指摘する。

会計規制の理論は，ほとんどの場合，経済学および政治学の分野で展開されてきた規制の理論に基づいて展開されてきた。本稿では，まず，伝統的な規制の理論（「公共の利益理論」）と，それに基づく会計規制正当化論を検討する。続いて，近年展開されている規制の理論（「規制の経済理論」）を説明し，それを会計規制に応用した研究を検討する。その際，厳密には規制主体とは言えないが，会計基準の設定という任務を遂行している FASB を，会計規制に関する実質的な規制機関と捉えて，当面の間は議論を進めることにする[3)]。

註

1) 米国における独立規制機関の歴史は，規制委員会のモデルといわれる州際通商委員会（ICC）が設立された1887年にまで遡る。19世紀の後半の米国では，電力や鉄道などの大企業は国民生活に大きな影響を及ぼしているという認識が高まり，国民は無制限な競争と株式会社独占を抑制することを求めるようになっていた。このような国民の政治的圧力に応じて，連邦政府は鉄道規制機関として ICC を設立したのである。また，その10年前の1877年には，マン対イリノイ州事件において，最高裁判所は，公共の利益を伴う私企業については政府の統制が正当化されるという旨の判決を下していた（小林 [1979]）。ICC の設立と1890年のシャーマン反トラスト法の制定は，「自由放任時代の終焉」（Ulen [1980], p. 306）あるいは「規制時代の到来」（小

林[1979], 164頁）を意味していた。

2) 19世紀末には規制時代に入った米国経済であったが，1920年代になると，産業界に対する政府の積極的な介入は再び否定されることになった。その結果，産業界が圧倒的な力を保持し，会計士や規制機関は企業の不正を取り締まることができなくなったと言われている（Previts & Merino [1979]）。その後，当時の会計実務は1929年の株価大暴落を引き起こした原因の1つであると批判され，その「弊害的会計実務の反対物」（津守[1981], 60頁）として，会計原則制定運動が起こったのである。

3) 通常，規制とは公的規制のことを指すとされているが，会計規制の特殊性を考えた場合，プライベート・セクターの会計基準設定機関であるFASBを規制機関の範疇に含めるのが適切であろう。この点に関しては，大石[1993]を参照。

II. 公共の利益理論

現代の資本主義社会においては，経済分野への政府の介入（すなわち規制）が共通の現象として見られる。しかしながら，個人に意思決定の自由が認められている社会では，規制者が公的権力（強制力）を行使するときには，規制者はそれを正当化する必要があるとされてきた。実際，そのような場合には，公共の利益（public interest）または公共の必要性によって要請されているものとして規制の介入が正当化されるのが通常である。つまり規制とは，「寡占行動，『破滅的』競争，私的経済権力の弊害，あるいは外部効果といった害悪から大衆を保護し，『市場の失敗』を矯正するために必要とされる，政府を通じた集合的な権力の行使」（Levine & Forrence [1990], p. 168）とみなされるのである。このような説明は規制の「公共の利益理論」と呼ばれ，長い間支配的な理論であった。

公共の利益理論においては，規制者は公共善（public good）を追求するために行動する（また，時には誤った行動をとるかもしれない）ということが仮定されている（Levine & Forrence [1990]）。確かに，政治家および官僚は自らを「公僕（public servants）」と称し，その法的な身分の多くは「市民への奉仕者（civil servants）」とされている。このように，政治行為者は「公共の利益への奉仕者」であることが，社会と法律によって要請されてきたと言える。

しかし，この公共の利益理論は，1960年代後半になると多くの批判が投げかけられるようになった。

古典的な公共の利益理論には理論の規範的側面と記述的側面が混同されている点があった，ということが再三にわたって指摘されてきた（例えばPosner [1974] を参照)。公共の利益理論は，規制は公共の利益のために行われなければならないという規範性を持っているが，それは同時に，規制は公共の利益のために行われているという現実説明を行っていたのである。言い換えれば，何が政策決定者を動機づけるのかを研究する実証理論としての性格と，何が彼らを動機づけるべきかを研究する規範理論としての性格とを，公共の利益理論は併せ持っていたと言える（Levine & Forrence [1990])。

この公共の利益理論の欠陥について，Posner [1974] は次のような点を指摘している[4]（pp. 337–339)：(1)過去に規制が始められた領域と「市場が失敗」した領域とは一致していない；(2)規制のコストが考慮されていない；(3)「公共の利益」の概念自体がきわめて曖昧である；(4)公共の利益が立法に移されるメカニズムが明らかではない。

公共の利益理論のこのような欠陥が認識された結果，その説明の科学的妥当性に対して多くの批判が投げかけられてきたし，またほとんどの人がそれを幼稚あるいは非生産的なものとみなしている，というのが現状である（Levine & Forrence [1990])。

註

4)　Posner [1974] の批判に関しては小林 [1979] も参照。

Ⅲ．会計規制の公共の利益理論

会計規制が本格的に行われるようになった1930年代以降ずっと，公共の利益は会計規制および会計基準の設定における中心概念であった。証券二法の目的は投資家の保護と公共の利益の促進であり，これらの目的を達成するために，SEC は公正かつ効率的な資本市場を構築する責任を有している，とされている

(Paxton [1991])。FASB もまた，公共の利益に奉仕する団体であることを自ら公言してきた（例えば，FASB [1978] を参照)。

これまで展開されてきた会計規制の正当化論は，公共の利益理論と呼ぶことができよう。なぜなら，規制を正当化する論拠は，常に，公共の利益に求められてきたからである。これもまた，規制の公共の利益理論と同様に，説明理論としての脆弱性を孕んでいる。

1. 伝統的な会計規制正当化論

初期の会計規制正当化論では，会計情報を経済財と捉える視点は明示的には打ち出されておらず，後述する「市場の失敗」は無意識のうちに含意されているにすぎなかった。これは「暗黙的な市場の失敗理論」(Leftwich [1980], p. 200) と呼ばれている。

Leftwich [1980] によれば，初期の会計規制正当化論の根拠となっていたのは，会計情報市場には以下の 6 つの欠陥があるということであった：(1)経営者による独占的情報管理，(2)ナイーブな投資家，(3)機能的固着，(4)無意味な数値，(5)会計手続の多様性，および(6)客観性の欠如。すなわち，これら 6 つからもたらされる弊害を矯正することによって，投資家を保護し，投資意思決定に有用な情報を提供するために（つまり，公共の利益を達成するために)，会計規制が行われるというのである。また，投資意思決定に有用な情報を提供することは効率的な資本配分につながり，社会厚生を向上させる，という公共の利益の主張もある (May & Sundem [1976])。

しかし，本当にこれらが公共の利益を達成する上での阻害要因となっている（効率的な会社と非効率的な会社とを識別できなくしている）のか，また規制によって意思決定有用性という目的が達成されているのかが問われなければならない。Leftwich [1980] は，効率的市場仮説に照らして検討した結果，これらの要因によって効率的な資本配分は阻害されているのか，そして規制によってそれを改善できるかどうかは明らかではない，という結論に達した (Watts & Zimmerman [1986] も参照)。すなわち，上記 6 つの要因は会計規制を正当化するにはあまりに貧弱な根拠であり，またそれによって会計規制の現実を説明

することはできないのである。

2. 効率性による説明

Gonedes & Dopuch [1974] は，規範性に基づいた初期の会計規制正当化論の無益さを論じ，「市場の失敗」論に基づくディスクロージャー規制正当化論を展開した。現在でも，会計規制の正当性は市場の不完全性の存在に求められる傾向にある（Kelly-Newton [1980]；Taylor & Turley [1986]）。会計情報の供給を自由市場に任せていても最適水準のディスクロージャーは達成できる，という主張もあるが[5]，Gonedes & Dopuch [1974] は，市場の失敗論に基づいて，そのような主張を否定するのである。ここでも，効率的な資本配分が公共の利益と捉えられていることに注意されたい。

周知のように，外部性が存在する公共財の生産の場合には，市場システムが有効に機能せず，このような市場の失敗の結果として，パレート最適な資源配分は阻害される。Gonedes & Dopuch [1974] によれば，会計情報も，非購入者でも等しく利用できる公共財としての特質を持つと考えられ，その生産者は外部効果を内部化するインセンティブを持たない。そのような外部性の例としては，対価を支払わなくても情報を消費できる，アナリストや潜在的投資家といったフリー・ライダーの存在が挙げられている。したがって，市場への介入がなければ，会計情報は過少生産され，マクロ経済的に最適な情報生産は保証されないことになるというのである。

しかしながら，最適な情報生産を行わせるために規制が行われるという主張を無条件に受け入れることはできない。確かに，市場の失敗が起こる可能性があることは否定できないし，効率性を確保するためには規制が必要になるかもしれない。しかし，これまでに市場の失敗が生じたという事実に基づいて会計規制が行われたことはなかった（Watts & Zimmerman [1986]）。それゆえ，本当に規制によって会計情報の最適開示量が達成されているのか，という規制の有効性に関する疑問は依然として残されている。

また，市場の失敗に基づく規制正当化論は規制のコストを無視している，ということが指摘されている（Leftwich [1980]）。これは前述したように，公共

の利益理論に対するPosnerの批判の1つでもあるのだが，会計規制の場合，規制のコストには，規制機関の職務遂行および会計規制の遵守に伴う直接コストに加え，会計数値を用いて行われる契約にかかる直接コスト，および経営者の資金調達・投資・製造意思決定の変更に伴う間接コストが含まれる（Watts & Zimmerman [1986]）。それゆえ，規制は不適切な市場実践を矯正するためのコストのかからない効率的な手段であるという公共の利益理論の前提は取り除かれ（Johnson & Messier [1982]），結局のところは，強制的ディスクロージャーと自発的ディスクロージャーの相対的なコスト／ベネフィットの比較という問題に行き着かざるを得ない。しかも，それは非常に困難な機会費用・便益に関する実証を必要とする比較なのである。そして，少なくとも今のところは，規制から得られるベネフィットがそのコストを上回るという証拠は提示されておらず，ディスクロージャー規制はアプリオリに正当化することはできないのである（Watts & Zimmerman [1986]）。

3. 公平性による説明

効率性の他にも，規制を支持するもう一つの論拠として，公平性の確保が主張されている。ここでは，「たとえ効率的に資源が配分されることが確実であっても，市場を通じて最も公平な効率的資源配分が達成できるという保証はない」（Kelly-Newton [1980], p. 2）という指摘にみられるように，公共の利益は公平な富の分配という意味を包含している。会計情報の不公平な配分（例えば選別的ディスクロージャー）は不公平な富の分配をもたらすことになるため，会計規制が必要なのだという（Taylor & Turley [1986]）。

しかし，Arrowの不可能性定理に基づけば，すべての人に受け入れられる公平性の最適基準を決定することは不可能である。つまり，公平性という言葉は，論者によってそれぞれ異なる意味を持っているのである。それゆえ，Fogarty *et al.* は，「公平な会計」という言葉を用いてしまうと，「会計は科学である」というと主張どころか「会計は科学に類似している」という主張さえも認められなくなり，「会計学を特定の価値観から切り離すための信頼できる手段はないように思われる」と述べている（Fogarty *et al.* [1992], p. 27）。これが意味し

ているのは，公平性の観点からの規制の正当化論は，必然的に価値判断を伴った社会的選択（あるいは政治判断）の問題と関わってくる，ということである。それゆえ，規制によって公平性がもたらされたどうかは，実証の問題というよりも，価値判断の問題なのであり，今のところは，公平性によって現実の規制を説明するのは困難である[6]。

註

5) 規制なしでも最適水準のディスクロージャーは達成されるという主張は，次のようなものである。資本市場において有利に投資を行うために，資本提供者は対価を払ってでも意思決定に有用な情報を入手しようとする。他方，経営者も，有利に資本調達するために，会計情報を自発的に開示する動機を持っている。このように，資本市場では競争原理が働いているため，需要と供給が均衡するところで情報の一般開示が約束されることになる。また，株主は経営者の行動を監視するために会計情報を必要としており，経営者も株主が抱く不信を解消し，好ましくない危険負担に巻き込まれるのを避けるために，情報の質を保証する監査済みの財務情報を開示する。したがって，会計規制は必要ないというのである。

6) しかし，最も公平な基準に従って会計規制を行う可能性を否定するわけではない。近年，そのような意欲的な試みが行われてきている。例えば，会計規制を公平性（公正性）の観点から論じたものとして，橋本[1994]を参照。

Ⅳ. 規制の経済理論

1960年代の後半以降になると，規制の説明理論として，公共の利益理論に代わって，「規制の経済理論（economic theory of regulation）」[7]が支配的な地位についた（Levine & Forrence [1990]）。規制の経済理論は，Bentley や Truman の圧力団体論の影響を受けて発展してきた。その基本的なスタイルは，立法措置や政府活動をすべて利益団体の原理で説明することである（Tollison [1991]）。本章では，「捕囚（capture）」説と「獲得（acquire）」説という規制の経済理論の2つのバージョンを説明し，これらを会計規制に適用する。後述するように，捕囚説は公共の利益理論の1つと考えるのが適切なのかもしれないが（山内[1982]を参照），ここでは概念的な類似性を重視し，獲得説を「捕囚説の改訂版」（Posner [1974], p. 343）と捉えて，両者を「規制の経済理

論」として検討することにする。

1. 捕囚説

規制の経済理論の原型になったのは，規制の「捕囚」説である。公共の利益理論が，規制が公共の利益のためにではなく被規制者のために機能している状況を「規制の失敗」と捉えるのに対し，捕囚説は，そのような状況は，規制者が被規制者の経済力・政治力に屈して「囚われた（captured）」あるいは「征服された（conquired）」結果であると考える。つまり，初めは公共の利益に資するために開始された規制であっても，規制が行われるうちに，規制機関と密接な関係にあり，優れた経済力を有し，さらに政治過程においても強い発言力を持つ被規制者（特殊利益集団）によって，彼らの利益に奉仕するように変質させられてしまうというのである。これを Bernstein [1955] は，有名な「規制のライフ・サイクル論」で説明しているのだが，ここでも規制の出発点は公共の利益にあることに注意されたい。

捕囚説は，公共の利益理論に基づいたあるいはその影響を受けた政治学に依拠しており，そこに理論としての限界があると言われている。Posner [1974] によれば，捕囚説は「実際には理論的基礎をまったく欠いた仮説」（p. 342）にすぎず，多くの根本的な欠陥を含んでいるとされている。Posner の指摘の概略は以下の通りである。

捕囚説では，被規制産業のみが規制機関に影響を及ぼすことのできる唯一の圧力団体だと仮定され，その他の利益集団は視野の外に置かれているが，規制機関がそのような人たちの利益を促進したという証拠が多く提示されている。また，捕囚説は，まず規制機関が存在することを前提に，産業がそれを捕囚すると説明するが，規制機関を征服するほどまでに強大な力を持った産業ならば，そもそも，そのような規制を阻止したり，自らの利益を保護してくれる規制機関を新たに創出することができたのではないか，という疑問に答えられない。そして，単一の規制機関（例えば ICC）が相互に利害の対立する複数の産業（例えば鉄道業とトラック輸送業）を規制する場合に関して，捕囚説は何も説明していない。さらに，捕囚説の示唆とは逆のことを示す証拠，つまり最初は被

規制産業に有利だった規制が，時間の経過とともに彼らにとって不利なように変えられていった，という証拠が提示されている[8)]。

このような欠陥を有している捕囚説は，規制の説明理論としては棄却されるものの，「価値ある試行錯誤」(Levine & Forrence [1990], p. 171) としてその命脈を保ち，次節で検討する獲得説の発想に大きな影響を及ぼした。

2. 獲得説

獲得説は，狭義の規制の経済理論とも言われる。規制の経済理論は，Downs [1957] と Olson [1965] にその理論的基盤を置いている。政治行動の分析に経済学と情報理論を適用した彼らは，情報コストと取引コストを取り入れた個人的効用最大化モデルは政治行動を理解し予測するのに役立つ，ということを説明した。そして政府規制は，そのような規制者の効用を高めてくれる「特定の利益集団の影響を反映しており，彼らの利益のために創出され機能させられている」(Levine & Forrence [1990], p. 169) ものとして認識される。

このような認識のもとで，獲得説の主要な関心は，いつ，いかなる理由から，特定の産業や同じ目的を持つ利益集団が自己に有利な規制を獲得できるのか，を説明することに置かれるのである。

Downs の政策決定モデルとその応用

ここで，簡単に Downs の政策決定論を見てみよう。市民の選好を政治家が把握しており，また市民も政治家の行動の帰結を知っているという確実性のもとでは，政治家は，多数の市民が望む政策を提供することによって得票（つまり効用）を最大化することができる。しかし不確実性のもとでは，政治家は市民の選好を完全には把握することはできず，市民も政策の帰結を完全には知ることはできない。政策決定者は，市民の選好を特定化するには情報コストがかかるため，市民の欲求の中でも明確化されたものに関心を払わざるを得ない。他方，市民も政策の中に自らの要求を反映させるためには，政治家の活動に関する情報を収集し，自らの選好を伝達しなければならない。しかし，そのような活動にはコストがかかるため，政策決定者に働きかけるインセンティブが強

いのは，政策によって自らの富に大きな影響が及ぶ人たちということになる。通常，一般市民（消費者）は，利益集団（生産者）よりも情報コストは大きく，政策から得れるベネフィットは小さいので，情報コストを負担するインセンティブを持たない。これは「合理的無知」と呼ばれる。また，伝達コストと自分に対する政策のインパクトを考えた場合，政策決定者に働きかけるインセンティブは消費者よりも生産者の方が強く，それゆえ，反消費者・生産者支持の政策が採られることが多くなる。以上が Downs のモデルの要約である。

このモデルは Stigler [1971] によって「捕囚理論の再定式化」として展開され（Tollison [1991]），その後，Posner [1974]，Peltzman [1976]，および Becker [1983] によって規制行動に応用された。その根本的な仮定は，いずれも，人間は市場において個人的に交換する際に合理的または私益追究的に行動するように，政治家や官僚としても同様に行動する，というものである。

獲得説の展開と一般化

獲得説は次の 2 つの重要な点で捕囚説と異なっている：(1)「需要」と「供給」という用語によって捕囚を説明し，(2)特定の一集団だけでなく，被規制企業以外の様々な特殊利益集団による捕囚の可能性を認める（Posner [1974]）。つまり，規制は市場の失敗を補完するものではなく，様々な産業あるいはその他の利益集団によって需要され，最大の需要を顕示したものに政府または規制主体によって供給される一種の財と考えられるのである。それゆえ，規制問題ごとに規制機関を捕囚する集団は異なるかもしれない。このような観点からは，規制を獲得した集団は他の集団の犠牲の上に富の分配を受けると考えられるため，規制は「富の移転」を行うための手段と捉えられる（Stigler [1971]）。その結果，規制過程は諸主体による富の移転に関する競争の場として認識されることになる。

Stigler [1971] によれば，産業が規制を需要するのは，(1)直接的な補助金の交付，(2)競争相手の新規参入の制限，(3)代替財の供給制限と補完財の供給促進，および(4)競争水準以上での価格の固定，という 4 つの要因によって富の移転が可能になるからである（pp. 4–6）[9]。他方，規制を求める産業は，「票と資金を

もってその代価を支払う用意がなければならない」(*ibid.*, p. 12)。つまり，規制の取引において支払われるのは，対立する政党あるいは政治家との競争に勝利するのに必要な票と資金なのである。

Stigler の分析の重要なポイントは，「需要と供給」という観点から，規制が取引される市場における均衡水準は規制獲得のためのコストとそれによるベネフィットによって決定されるということを経済学的に指摘し，「政治的連合の最適規模（optimal size of political coalition)」という分析の方向性を示した点にあった（Peltzman [1976])。需要側のコストは，情報コスト，集団を形成し維持するための組織コスト，政治資金，および反対勢力を弱体化するためのコストであり，ベネフィットは富の移転である。他方，供給側のコストは立法・行政レベルでの政策コストであり，ベネフィットは票と資金である。両者は互いにコストを転嫁し，代わりにベネフィットを提供するのである。

このような規制獲得のコストとベネフィットは，集団の規模に依存している。規模が大きくなるにつれて，組織コストは増大するのに加え，反対勢力も強大になるので，ロビイングやキャンペーンの費用も増大するだろう。他方，ベネフィットは薄く分散されることになる。また，フリー・ライダーになろうとする誘因も強まる（Olson [1965])。しかしながら，集団の規模が小さすぎても，コストを負担しきれなかったり，集票能力が不十分になったりする。以上の点を考慮して，利益集団の最適規模が追究されることになるのである。

Peltzman [1976] は，Stigler を嚆矢とする規制の経済理論の一般化を試みた。彼は，Downs の得票最大化モデルを応用して，政治家と規制者は同一の効用関数—競争相手に対する勝ち越しの得票差の最大化—を持つものとして，規制獲得のコストとベネフィットに関して Stigler 理論の一般化を試みたのである[10]。しかし，規制者は政治家と同じ行動原理に従うという仮定に対して疑問が投げかけられた。規制者と政治家が同じ目標を達成することによって，どのようなベネフィットが得られるのかはまったく示されていないのである。この点を補完するために，不満・批判の最小化（Hilton [1972])，予算の最大化（Niskanen [1975])，および自由裁量範囲の最大化（Migué [1977]）といった官僚行動に関する仮説を適用することによって，さらなる一般化が行われてき

た。要約すると次のようになる。

特定の集団に集中的にもたらされるベネフィットがその集団の情報コスト，組織コスト，および規制者の行動を監視するためのモニタリング・コストの総額を上回る分が，他の集団（一般市民を含む）のそれよりも大きいときに，規制獲得行動が採られる。その結果，「捕囚」が起こり，特定集団に有利な規制が採用される。規制者は，職業の維持または再任，権力の行使から得られる自己満足，あるいは退職後の富の最大化といった私的利益に動機づけられているため，政策を決定する際に，金銭的な援助やその他の政治的な報酬の供与によって個人的な富や権力を増大させてくれる集団との関係を形成したり維持したりする上でのコスト／ベネフィットを考量する。他方，彼らを支援する集団は，自らの効用を高めるような公共政策を規制者に設定させることのコスト／ベネフィットを比較する。結局，規制過程においては，情報コスト，組織コスト，モニタリング・コスト，および影響コスト（関係形成コスト）の総額とベネフィットとを考慮した上で，個人的な利得を最大化させるような規制政策が各参加者によって追究されるのである（Levine & Forrence [1990]）。

獲得説への批判

規制の経済理論（獲得説）は，ここ25年にわたって支配的な理論であった。しかしそれは，近年，次のような点で批判されている。この理論は「公共の利益理論と同様に，政府の過程における行為者間の関係も，また組織された小集団の要望に沿って規制者の行動がなされるメカニズムも明示的に考察していない」（Levine & Forrence [1990], p. 170）。また，規制の経済理論は，明白に公共の利益のために規制が行われてきたケースがいくつも存在するという事実を説明できない，ということも指摘されている（Tullock [1984]）。これは，「価値の形成者あるいは社会的リーダー」（小林 [1979], 343頁）としての国家の役割という視点が規制の経済理論には欠落しているからであろう。

註

7) これはPosner [1974]の用語法であるが，それは「捕囚」理論，「特殊利益」理論，「政府サービス」理論など，様々な名称で呼ばれることもある。詳しくはLevine & Forrence [1990] (p. 169, n. 4) を参照。

8) これについてはICCによる鉄道規制の歴史を研究したUlen [1980]も参照。

9) これらの恩恵は無条件に得られるわけではない。Stigler [1971]は政治過程における制約条件として，次の3つを挙げている (pp. 6–7)：(1)規制によって産業内の企業の支配関係が変化すること，(2)手続に時間とコストがかかること，および(3)第三者が関与してしてくること。

10) Peltzman [1976]の一般化に関しては，小林[1979]および山内[1982]も参照。

V. 会計規制の経済理論

本章では，前章で見た規制の経済理論に基づいて会計規制を検討する。いわゆる実証主義会計理論の研究者は，私益 (self-interest) に動機づけられた経営者は会計基準に対して自己の効用を最大化するように反応する，という基本仮説に則って研究を進めてきた。特に，彼らが政治過程の性質に言及するときには，ほとんどの場合，Stigler流の規制の経済理論に依拠している（例えばWatts & Zimmerman [1986]を参照)。

1. 会計規制の捕囚説

会計規制を捕囚説の観点から検討した様々な研究がこれまでに公表されてきた。会計規制における捕囚説は，規制の「支配エリート (ruling elite)」仮説[11]と捉えられる (Hussein & Ketz [1980]; Johnson & Messier [1982]; Walker & Robinson [1994])。これは，被規制者である経営者や会計士が圧力団体となり，規制機関を征服し，自らに有利な規制を生み出させるという仮説であり，Metcalf委員会報告書のアカウンティング・エスタブリッシュメント批判における主張である。

会計規制の捕囚説を研究したものの1つにHussein & Ketz [1980]がある。彼らは「支配エリート」としてのビッグ・エイトがFASBを支配しているという仮説を，公開草案に対するコメント・レターとその後に公表された財務会計

基準書（SFAS）の内容を分析することによって検討した。その実証によれば，ビッグ・エイト相互間で，あるいはビッグ・エイトとFASBの間には一貫した選好の一致は見られなかった。それゆえ「FASBが支配エリートによって支配されているとは思われない」（Hussein & Ketz [1980], p. 364）という結論を下している。また，FASBはビッグ・エイトを含む様々な利益集団からの影響を受けているということも指摘されている。

このような見解は明らかに，Dahlの「多元主義（pluralism）」による民主制という考え（あるいはポリアーキーの概念）の影響を受けている。多元主義とは，権力の一元的ハイアラーキーを想定するエリート論に対立するもので，公共政策に様々な影響を及ぼす諸団体に権力が広く分散されている政治システムを指すとされている（Kruschke & Jackson [1987]）。会計基準設定団体に対するコメント・レターによるロビイングを分析した文献のほとんどは，権力がエリートの手に集中されているのか，それとももっと広く分散されているのかを検討し，多元主義モデルに合致する証拠を発見することに専心しているように思われる[12]（Walker & Robinson [1993]）。

Hussein & Ketz [1980] と同様の結果が，基準設定機関に送付されたコメント・レターの分析によって会計規制の捕囚説を実証的に研究したほとんどの文献で報告されている。Haring [1979], Brown [1981], およびPuro [1984；1985] はいずれも，特定の一集団の見解が会計基準設定団体の選好と一貫して一致することはなく，基準設定過程は特定集団に支配されているとは言えない，という実証結果を得ている。

これらの研究によって，大会計事務所の見解はそのクライアントの選好に支配されてはおらず，企業がビッグ・エイトを通じて間接的にFASBを支配しているとは言えない，ということも指摘されている[13]。英国の会計事務所のロビイング活動に関しても，MacArthur [1988] が同様の実証結果を得ている。また，ソフト・ウェア会計（SFAS第96号）の公開草案に対するロビイングを研究したMcKee *et al.* [1991] は，ビッグ・エイト会計事務所の見解は積極的にロビイング活動を展開しているクライアントの見解と密接な関連性を有している，ということを実証したが，それは監査人に対するクライアントの支配を

証明するものではなかった。

以上，見てきたように，会計基準設定団体は様々な利益集団の選好に敏感であり，その影響を受けていることが認められるが，特定の集団に支配されているわけではない，という実証結果を報告する研究が大勢を占めている。それゆえ「会計基準設定過程は多元的である」(Hussein & Ketz [1980], p. 364) という結論が得られ，捕囚説（支配エリート仮説）は棄却されるのである。

2. 会計規制の獲得説

本節では，獲得説の観点から主として，規制を獲得するためのロビイング活動のインセンティブについて検討する。獲得説を会計規制に適用した場合，会計規制は様々な利益集団による規制の獲得競争の産物である，と捉えられる(石川 [1992])。会計基準は富の再分配機能を持っているので，私益（効用の最大化）に動機づけられたこれらの利害関係者は，自らに最も有利な規制を獲得するために，あるいは不利な規制を回避・緩和するために，政治過程に関与するインセンティブを持っていると考えられる。その際には，会計基準設定機関を捕囚する上でのコストとベネフィットが比較されるのである。

Downs の政策決定モデルを会計基準に対するロビイングに応用した Sutton [1984] は，「合理的な個人は，ロビイングから得られる期待ベネフィットがコストを上回るときにのみ，ロビイングに資源を配分するだろう」(p. 93) と述べ，会計情報の「生産者」が「消費者」よりも政策決定過程に関与するインセンティブが強いことを示唆した。これは，企業あるいは経営者の会計基準設定過程への参加が，他の集団に比べて圧倒的に多いという事実—SFAS 第 1 号から第100号の公開草案に対するコメント・レターの70%以上が企業または経営者からのものであった (Tandy & Wilburn [1992]) —を説明している。

まず次項では，デュー・プロセスについて説明する。なぜなら，特定の集団が自らに有利な会計規制を獲得する上で，デュー・プロセスは，特に重要な意味を持っているからである。

デュー・プロセスの性質

周知のように，FASB の基準設定過程にはデュー・プロセスが制度的に組み込まれている。会計基準の設定がデュー・プロセスに則って行われるということは，財産収奪の脅威が存在する，ということを含意している（Fogarty *et al.* [1992]）。収奪される集団は，それについて知らされなければならないし，反対する機会が与えられなければならない。すなわち，デュー・プロセスの存在は，会計基準によって影響を受ける可能性のある集団が，望ましくない影響を回避したり，変えさせたり，あるいは最小化したりするために，私益的にロビイングする機会が制度的に認められている，ということを意味する。この点に関して，経営者は私益を擁護するための口実として公益概念を用いてロビイングすること，そして基準設定者は公益という口実の圧力に屈して会計基準を変更することがあることが指摘されている（Watts & Zimmerman [1979]）。

一般的には，デュー・プロセスは，政策の影響を受ける集団を政策決定過程に参加させることによって，プライベート・セクターの基準設定団体が制度的正統性を確保するための手段として機能している，と言われている（Wolk *et al.* [1989]）。しかし，デュー・プロセスの性質をさらに深く検討して見ると，FASB は，すべての構成団体の見解が等しく考慮されるという公式的なポジションを打ち立て，採用された特定の基準に対する利害関係者からの支持の私益性を公式には隠匿することによって，制度的正統性を獲得しようとしているのだと考えることもできる（Fogarty *et al.* [1992]）。

また，ある会計基準に関して規制獲得競争に敗れた者でも，自分に有利な別の会計基準を獲得しようと試みるだろう。「自らは好ましくないと知覚している方法を『耐えがたきを耐えて受け入れる』ことを要求される集団にとって，基準には最終決定はなく，それぞれの基準はこれからも続く戦いにおける局地戦にすぎないのだという信念が，彼らの心の拠り所となっている」のである（Fogarty *et al.* [1992], pp. 30–31）。

経営者のインセンティブ

実証的会計理論は，会計手続が経営者の富に与える影響を明らかにしてき

た。その結果，経営者が自らの効用を最大化するために，会計基準設定過程に影響を及ぼし，認められた代替的会計方法の中から選択し，そして企業の資金調達，生産，または投資活動を変更しようとするインセンティブが解明されてきている（Kelly [1983]）。特に，会計基準に対するロビイングに関しては，会計規制の遵守コストおよび会計数値に基づく契約コストと，経営者の富との関係が考察されている。

多くの研究者が経営者のロビイング活動のインセンティブを実証してきた。Watts & Zimmerman [1978] は，会計基準案に対するロビイング活動に関する経営者の意思決定要因は，経営者報酬，情報コスト，規制（料金規制）コスト，税金，およびその他の政治コストであることを示唆している。企業の規模は政治コストに影響を及ぼし，報告利益にインパクトを与える会計基準は経営者報酬，規制コスト，および税金に影響を及ぼすと考えられる。Watts & Zimmerman [1978] は，このような視点から一般物価水準会計のディスカッション・メモランダムに対する経営者のロビイング行動を研究した結果，ロビイングに関する経営者の意思決定は，企業の規模（政治コストの代理変数）と当該基準案が報告利益に対するインパクトに依存している，という規模仮説と一致する実証的証拠を得ている。

Dhaliwal [1980] は，石油・ガス会計基準（SFAS 第19号）に対するロビイングを検討し，資本構成（負債比率）が経営者のロビイングを動機づける要因になっているということを実証した。つまり，負債比率の高い企業の経営者は，報告利益を減少させる（それゆえ負債制限条項に抵触するリスクを高める）ような会計基準に対しては反対のロビイングをするのである。同様に，外貨換算会計基準（SFAS 第 8 号，およびその改訂基準の第52号）に対するロビイングを研究した Griffin [1982；1983] も，大規模で負債比率の高い企業の経営者は積極的にロビイングする傾向にある，という実証結果を報告している。

ロビイングする企業とロビイングしない企業の動機の差別化を図るために，さらに洗練された分析が行われるようになった。新しい会計基準が契約コスト（経営者報酬契約，負債契約，および料金規制に関わるコスト）に及ぼす影響とロビイングとの関係に焦点を絞った Deakin [1989] は，税金やその他の政治コ

ストの影響を受けにくい石油・ガス会計基準[14]に対するロビイングを検討した結果，契約コストに及ぼす影響とロビイングには正の相関があり，経営者は経済合理的にロビイングしている，という結論に達した。また，貯蓄貸付組合（S & L）および商業銀行の会計方法に関する基準（SFAS 第92号）に対するロビイング活動を分析した Moyer & Kelly [1992] は，予想される富への影響が大きい企業の経営者は FASB にロビイングする傾向が強い，という実証結果を報告している[15]。

以上，見てきたように，経営者が自己の富を最大化するために特定の会計基準に対してロビイングするということは，おおむね実証されていると言えるだろう。経営者が弾力的な財務報告基準を選好してロビイングするという点に注目すれば，財務報告が恣意的で，複雑かつミスリーディングなものになっているという現状は，基準設定者と規制者が判断を誤った結果（「規制の失敗」の結果）なのではなく，被規制者およびその他の関係者によって捕囚された基準設定者が弾力的な財務報告規則を制定してきた結果である，と考えることができるかもしれない（Revsine [1991]）。

監査人のインセンティブ

Revsine [1991] によれば，弾力的な会計基準によってもたらされる忠実でない表現（misrepresentation）[16] から恩恵を受けるのは経営者だけではなく，監査人もベネフィットを得ているという。

監査人のロビイングに関するインセンティブとしては，以下のことが考えられる。(1)新しい会計基準は監査業務を増大させ，監査人の報酬を増加させる（Watts & Zimmerman [1986]）；(2)認められていた複数の会計方法の中から自らが特化（specialized）していた方法が除去されることになると，除去されない方法を採用していた監査人に比べてコストが上昇する（Puro [1994]）；(3)クライアントが選好する基準に対するロビイング活動サービスを提供することによって，クライアントとの調和関係を維持し，引き続き監査業務を受注できるようにする（Watts & Zimmerman [1986]）；(4)厳格な基準を設定させることによって，問題の多い（それゆえ，監査リスクが高まる）方法を採用したが

るクライアントとの摩擦を回避する（Revsine [1991]）。

監査人によるロビイング活動のインセンティブに関する数少ない実証研究の1つとしてPuro [1984]がある。彼女は，会計処理方法の統一化（代替方法の除去）に反対する監査人のロビイングは私益に合致している，ということを実証した。この場合の私益とは，自らが特化し，クライアントが採用している会計方法が除去されることによって，これまで使用したことのなかった方法を採用するコストの回避である。また，Watts & Zimmermanは，監査人の富はクライアントの富の関数であり，監査人はクライアントの富を増加させる基準に賛同してロビイングする，という仮説を立てているが，Puroの実証では，この仮説は棄却され，会計基準がクライアントの報告利益に及ぼす影響が監査人によるロビイングのインセンティブになっているとは認められなかった。

会計基準設定機関のインセンティブ

周知のように，米国においては，独立の規制機関であるSECが会計基準を設定・施行する権限を有しているが，その権限は実質上FASBに委譲されている。これは一種の自主規制（self-regulation）であり，それ自体が「規制回避」のメカニズムであると言えよう（津守[1979]）。このように，すべての企業に適用される規制をプライベート・セクターの団体が行うというのは，米国の規制形態としては非常に特殊な例である。こういった環境のもとで，規制者も経済合理的に行動するという仮定を前提にした場合，FASBのメンバーはどのような効用関数を持っているのかが明らかにされなければならない。

Johnson & Messier[1982]は，基準設定機関が捕囚されるのは，FASBのメンバーが機関存亡の危機からFASBを守る必要があると認識しているからだと考えている。財務報告の影響を最も受ける集団は，政府による直接規制よりもプライベート・セクターによる基準設定の方が望ましいと感じている。それゆえ，プライベート・セクターの団体が会計基準を設定してきたのは，これらの集団からの支持を得ることができるからだという。そうだとすれば，もしFASBがそのような支持を得ることができなければ，会計基準設定機関として存続できなくなるだろう。そのような結果を回避するために，より多くの集団

から支持され，上位機関による介入および基準設定権限の剝奪を回避できるような基準が設定されるのである。すなわち，FASB は「財務報告に関わる様々な集団の間で不可避的に巻き起こる紛争を仲裁する制度的メカニズム」(Johnson & Messier [1982], p. 212) なのだという。

このような規制者の捉え方は，Hilton [1972] の「不平最小化行動」(p. 48) をとる規制者を前提としていると考えられる。Hilton によれば，規制者の究極的な目的は機関の存続と自らの地位の保全（可能ならば，委員への再任）である。任期が限られている委員にとって，外部からの圧力を満足のゆくようにバランスさせることが，任期を全うし，退職後の雇用を確保することによって自らの効用の最大化につながると考えられる。Johnson & Messier [1982] においては，このように受動的な規制者像が前提となっているのである。

Fogarty *et al.* [1992] は，すべての集団を「最適な不満状態」にしておくために，会計基準設定過程においては，交渉のない妥協すなわち「強制的仲裁」が行われている，と指摘している (p. 32)。利害関係者自身や投票等によって選出された代表者が交渉を行うのではなく，相互に受け入れられる方法を確定し，すべての関係者に対する信頼性を保持することを自らに課している団体が基準を設定するという意味で，会計基準設定過程は強制的仲裁の過程だと捉えられるのである。この点に関して，Brown [1981] は，FASB は利害関係者の多様な選好を妥協させようと試みているか，それとも単にそれらを無視して基準を設定しているかのどちらかである，と解釈される実証結果を報告している。前者の解釈が正しいときに限って，受動的な規制者像に基づく会計規制の理論は妥当性を持つことになる。規制の経済理論によって会計規制を説明する研究は，少なくとも暗黙のうちに，このような規制者像を仮定している。

会計規制の経済理論の問題点

規制の経済理論に基づく会計規制論は，会計基準設定機関を捕囚しようとする経営者のインセンティブをかなりの程度明らかにしてきた。しかしながら，会計基準設定機関が捕囚される要件とそのメカニズムに関しては，依然として明らかにされていない。つまり，捕囚される側，すなわち規制機関の行動イン

センティブに関する実証研究はほとんど行われていないのが現状なのである。

例えば，Watts & Zimmerman [1979] は，基準設定者が捕囚された事例を傍証的に提示しているが，基準設定者にとっての効用最大化という肝心の問題に関しては沈黙したままである。つまり，これまでの研究は，作成者指向[17]に基づいた経営者の動機に関する実証研究に集中する傾向が強く，会計基準設定者の動機はあまり重視されてこなかったのである。あるいは，基準設定者の動機を所与としたまま，「捕囚される規制者」という考えを無批判的に受け入れて研究を進めてきたとも言える。しかしながら，前述したように，Brown [1981] の実証研究の結果は，FASB は多様な利害関係者の選好を無視して基準を設定していると解釈することもできる。もし，この解釈が正しいとすれば，会計基準設定者は機関存続以外の何か別のインセンティブを持っていることになる。機関存続を究極目標とする受動的な規制者という前提が覆された場合，現在の会計規制の説明理論は基盤を失うことになってしまうのである。

また，監査人のロビイングに関する実証研究は，前述の支配エリート仮説の検証がほとんどで，特定の会計基準に対してロビイングするインセンティブを実証する研究は十分に行われているとは言い難い。監査人の行動に関しても，規制の経済理論は未検証の仮説に過ぎないのである。規制の経済理論に基づく会計規制論の妥当性を検討するためには，会計基準が監査人の富に及ぼす影響に関するさらなる実証が必要である。

さらに，FASB をプライベート・セクターの「規制機関」と捉える場合，その特殊性に鑑みると，捕囚モデルを会計規制に適用する上で，上位機関との関係は特に欠かすことのできない要素である。というのは，SEC は FASB に基準設定権限を委譲しているにも関わらず，FASB が設定した基準に対する最終的な拒否権を有しているということが，会計基準設定環境を特殊なものにしているからである（Melumad & Shibano [1994]）。しかしながら，これまでの研究はハイアラーキー的な規制組織をブラック・ボックスとして扱ってきた。機関存続を究極目標とする受動的な規制者像を前提とするならば，SEC および議会が FASB に及ぼす影響力をさらに詳しく検討する必要があろう。

註

11) 会計規制の支配エリート仮説に関しては，それを「発行体支配説」として検討した北山[1994a；1994b]も参照。その中で，Hussein & Ketz [1980]，Haring [1979]，Brown [1981]，およびPuro [1985]の実証結果が紹介されている。

12) しかし，会計学の文献で用いられている多元主義の概念は，一般にナイーブで，一貫していないということが指摘されている（Walker & Robinson [1993]）。また，多元主義は「利益集団自由主義」につながり，国家を私的利益追究のための手段に変えたという，多元主義の理念に対する根本的な批判もある（Lowi [1969]）。

13) これらの研究は，実際にロビイングした企業の見解とその監査人の見解との一致・不一致にしか焦点を当てていない。それゆえ，ロビイングしなかった企業は，既に監査人が自分と同じ意見を表明しているので，敢えてロビイングする必要はなかった，という可能性があることも否定できない。

14) なぜなら，当該基準によって会計方法を変更しなければならなかったのは，税制上の優遇措置が認められており，政治的サンクションがほとんどない独立系の小規模会社だけであったため，税金とその他の政治コストがロビイングに関する経営者の意思決定に及ぼす影響を回避できるからである。

15) Moyer & Kelly [1992]では，商業銀行およびS & Lに関して，ロビイストの規模および規制資本比率（資本充実率および規制純資産）はノンロビイストよりも小さく，当該基準の採用によって利益にかなりのマイナスの影響を受けたと報告しているのはノンロビイストよりもロビイストの方が多い，ということも明らかになっている。

16) この「忠実でない表現」という言葉の背後には「忠実な表現（faithful representation）が想定されている。この概念に関しては様々な問題点が指摘されているが（例えば，Hines [1988；1989]），本稿ではとりあえず問題にしない。

17) 作成者指向については，Kelly-Newton [1980]および大石[1993]を参照。

Ⅵ 結　　び

本稿では，公共の利益理論および規制の経済理論という2つの規制の理論を説明し，それらに基づく会計規制の理論を検討してきた。まず，公共の利益理論を基礎に置く会計規制の理論は，説明理論としての脆弱性を孕んでいることが明らかになった。続いて，本稿の後半部では，Stigler流の規制の経済理論に基づく実証的会計理論を検討し，その意義と問題点を指摘した。

規制の経済理論に基盤を置く実証的会計理論は，会計規制を獲得しようとす

る経営者の動機を実証的に明らかにし，会計規制の1つの局面を説明するという貢献を果してきたが，それは同時に，規制者の動機を所与としているために理論的な限界を含んでいる。また，基準設定機関と上位機関との関係を十分に検討しないままに説明理論を構築しようとしてきたため，プライベート・セクターの機関による会計基準設定という会計規制の特殊性に対する配慮が不十分なことも，既存の理論の大きな問題点である。

実証的会計理論は，「捕囚される規制者」という考えを無批判的に受け入れて理論を展開しているが，近年では，規制者は常に捕囚されるわけでないということが認識されるようになってきた。特に，政治学の分野において，いわゆるポスト・リビジョナリストと呼ばれる人たちは，エージェンシー理論を積極的に活用しつつ，規制者の動機とエージェンシー・コストによって，規制者はいかなる場合に捕囚され，またいかなる場合に捕囚されないかを説明し，利害や選好の対立を規制過程が解決するメカニズムを解明しようと試みているのである（Levine & Forrence [1990]）。

近年，会計規制は，国内次元のみにとどまらず，国際的な広がりを見せている。今後，会計規制論は，国際会計基準委員会（IASC）と国内の職業会計士団体や基準設定団体との関係，IASC と国際証券監督者機構（IOSCO）との関係，および IOSCO と国内の規制機関との関係を視野に入れつつ，研究を進めていかなければならないだろう（Walker & Robinson [1993]）。しかし，そのためには，規制者の行動要因を確定し，規制機関内部および規制機関相互間の意思決定過程を解明することが不可欠であり，それこそが会計規制論に課せられた大きな課題なのである。

参 考 文 献

Becker, G. S., "A Theory of Competition Among Pressure Groups for Political Influence," *Quarterly Journal of Economics* Vol. 98 (1983), pp. 371–400.

Bernstein, M. H., *Regulating Business by Independent Commission.* Princeton University Press, 1955.

Brown, P. R., "A Descriptive Analysis of Select Input Bases of the Financial

Accounting Standards Board," *Journal of Accounting Research* Vol. 19, No. 1 (1981), pp. 232–246.

Burton, J. & R. Sack, "Standard Setting Process in Trouble (Again)," *Accounting Horizons* Vol. 4 (Dec. 1990), pp. 117–120.

Deakin, E. B., "Rational Economic Behavior and Lobbying on Accounting Issues : Evidence from the Oil and Gas industry,"*Accounting Review* (Jan. 1989), pp. 137–151.

Dhaliwal, D. S., "The Effect of the Firm's Capital Structure on the Choice of Accounting Methods," *Accounting Review* (Jan. 1980), pp. 78–84.

Downs, A., *An Economic Theory of Democracy.* Harper and Row, 1957. (古田精司監訳『民主主義の経済理論』, 成文堂, 1980年。)

Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 : Objectives of Financial Accounting Reporting by Business Enterprises.* FASB, 1978. (森川八洲男監訳, 小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳『現代アメリカ会計の基礎概念：FASB 財務会計概念報告書』, 白桃書房, 1988年。平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』, 中央経済社, 1990年。)

Fogarty, T., E. Ketz, & M. E. Hussein, "A Critical Assessment of FASB Due Process and Agenda Setting," *Research in Accounting Regulation* Vol. 6 (1992), pp. 25–38.

Gonedes, N. L. & N. Dopuch, "Capital Market Equilibrium, Information Production, and Selective Accounting Techniques : Theoretical Framework and Review of Empirical Work," *Journal of Accounting Research* Vol. 12, Supplement (1974), pp. 65–78.

Griffin, P. A., "Foreign Exchange Gains and Losses : Impact on Reported Earn ings," *Abacus* Vol. 18, No. 1 (1982), pp. 50–69.

———, "Management's Preferences for FASB Statement No. 52 : Predictive Ability Results," *Abacus* Vol. 19, No. 2 (1983), pp. 130–138.

Haring, J. R. Jr., "Accounting Rules and 'The Accounting Establishment'," *Journal of Business* Vol. 52, No. 4 (1979), pp. 507–519.

橋本尚「会計規制の効率性と公正性」『産業経理』第54巻第3号 (1994年), 76–85頁。

Hilton, G. W., "Basic Behavior of Regulatory Commissions," *American Economic Review* Vol. 62, No. 2 (1972), pp. 47–54.

Hines, R. D., "The FASB's Conceptual Framework, Financial Accounting and the Maintenance of the Social World," *Accounting, Organizations and Society* Vol. 16, No. 4 (1988), pp. 313–331.

———, "The Sociopolitical Paradigm in Financial Accounting Research," *Accounting, Auditing and Accountability* Vol. 2, No. 1 (1989), pp. 52–76.

Hussein, M. E., & E. Ketz, "Ruling Elites of the FASB: A Study of the Big Eight," *Journal of Accounting, Auditing and Finance* Vol. 3, No. 4 (1980), pp. 354–367.

石川雅之「会計規制と規制緩和」『尾道短期大学研究紀要』第41巻第1号（1992年），43–99頁。

Johnson, S. B. & W. F. Messier, Jr., "The Nature of Accounting Standards Setting: An Alternative Explanation," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* Vol. 5, No. 3 (1982), pp. 195–213.

Kelly–Newton, L., *Accounting Policy Formulation: The Role of Corporarte Management.* Reading, Addison–Wesley, 1980.

Kelly, L., "The Development of A Positive Theory of Corporate Management's Role in Financial Reporting," *Journal of Accounting Literature* Vol. 2 (1983), pp. 115–150.

北山弘樹「FASB会計基準設定プロセスの特徴と分析：コメント・レターの分析を中心に」『JICPAジャーナル』第6巻第3号（1994年a），39–40頁。

———「FASB会計基準の設定プロセス：発行体支配説の検討」『浜松短期大学研究論集』第47号（1994年b），77–106頁。

小林逸太「経済的規制の理論：シカゴ・アプローチの特徴と問題点」『社会科学討究』第24巻第2号（1979年），157–188頁。

Kruschke, E. R. & B. M. Jackson, *The Public Policy Dictionary.* ABC Clio, Inc., 1987.（小池治・山谷清志訳『政策研究の基礎用語』，行政管理センター，1989年。）

Leftwich, R., "Market Failure Fallacies and Accounting Information," *Journal of Accounting and Economics* Vol. 2 (1980), pp. 193–211.

Levine, M. E. & J. L. Forrence, "Regulatory Capture, Public Interest, and the Public Agenda: Toward a Synthesis," *Journal of Law, Economics, and Organization* Vol. 6 (1990), pp. 167–198.

Lowi, T. J., *The End of Liberalism.* W. W. Norton & Company, 1969. revised, 1979.（松村岐夫監訳『自由主義の終焉：現代政府の問題性』，木鐸社，1981年。）

MacArthur, J. B., "Some Implications of Auditor and Client Lobbying Activities: A Comparative Analysis," *Accounting and Business Research* Vol. 19 (winter 1988), pp. 56–64.

May, R. G. & G. L. Sundem, "Research for Accounting Policy: An Overview," *Accounting Review* (Oct. 1976), pp. 747–762.

McKee, A. J., P. F. Williams, & K. B. Frazier, "A Case Study of Accounting Firm Lobbying: Advice or Consent," *Critical Perspectives on Accounting* Vol. 2 (1991), pp. 273–294.

Melumad, M. D. & T. Shibano, "The Securities and Exchange Commission and

the Financial Accounting Standards Board: Regulation through Veto-Based Delegation," *Journal of Accounting Research* Vol. 32, No. 1 (1994), pp. 1-37.

Migué, J. L., "Controls versus Subsidies in the Economic Theory of Regulation," *Journal of Law and Economics* Vol. 20, No. 1 (1977), pp. 213-221.

Moyer, S. & L. Kelly, "Stock Market Reactions and Lobbying on SFAS No. 91," unpublished working paper. University of Washington, 1992.

Niskanen, W. A., "Bureaucrats and Politicians," *Journal of Law and Economics* Vol. 18, No. 3 (1975), pp. 617-643.

大石桂一「L. Kelly-Newton の会計政策論」『経済論究』第87号 (1993年), 1-28頁。

Olson, M., *The Logic of Collective Action: Public Goods and Theory of Groups.* Harvard University Press, 1965. (依田博・森脇俊雅訳『集合的行為論：公共財と集団理論』, ミネルヴァ書房, 1983年。)

Paxton, W. E., "Victor Posner and the SEC: The Raider and the Regulator," *Research in Accounting Regulation* Vol. 5 (1991), pp. 79-98.

Peltzman, S., "Toward a More General Theory of Regulation," *Journal of Law and Economics* Vol. 19, No. 2 (1976), pp. 211-240.

Posner, R. A., "Theories of Economic Regulation," *Bell Journal of Economics and Management Science* Vol. 5, No. 2 (1974), pp. 335-358.

Previts G. J. & B. D. Merino, *A History of Accounting in America.* John Wiley & Sons, Inc., 1979. (大野巧一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳『アメリカ会計史』, 同文舘, 1983年。)

Puro, M., "Audit Firm Lobbying Before the Financial Accounting Standards Board: An Empirical Study," *Journal of Accounting Research* Vol. 22, No. 2 (1984), pp. 624-646.

———, "Do Large Accounting Firms Collude in the Standards-Setting Process ?," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* Vol. 8, No. 3 (1985), pp. 165-177.

Revsine, L., "The Selective Financial Misrepresentation Hypothesis," *Accounting Horizons* Vol. 5 (Dec. 1991), pp. 16-27.

Stigler, G. J., "The Theory of Economic Regulation," *Bell Journal of Economics and Management Science* Vol. 2, No. 1 (1971), pp. 3-21.

Sutton, T. G., "Lobbying of Accounting Standards-Setting Bodies in the UK and the USA: A Downsian Analysis," *Accounting, Organizations and Society* Vol. 9, No. 1 (1984), pp. 81-95.

Tandy, P. R. & N. L. Wilburn, "Constituent Participation in Standard-Setting: The FASB's First 100 Statements," *Accounting Horizons* Vol. 6 (June 1992),

pp. 47–58.

Taylor, P. & S. Turley, *The Regulation of Accounting.* Basil Blackwell, 1986.（染谷恭次郎監訳・市村巧訳『イギリス会計規制論』，森山書店，1991年。）

Tollison, R. D., "Regulation and Interest Groups," in *Regulation, Economic Theory and History* (edited by High, J.). University of Michigan Press, 1991.（中村まづる訳「規制と利益団体」『公共選択の研究』第22号（1993年），1–14頁。）

津守常弘「企業会計の私的統制」『産業経理』第39巻第5号（1979年），73–82頁。

———「会計原則論」，黒沢清総編集『体系近代会計学』第14巻『理論会計学』収録，57–84頁，中央経済社，1981年。

Tullock, G., "A Partial Rehabilitation of the Public Interest Theory," *Public Choice* Vol. 42 (1984), pp. 89–99.（長峰純一訳「公共の利益の復権に関する一考察」『公共選択の研究』第5号（1985年），39–46頁。）

Ulen, T. S., "The Market for Regulation: The ICC from 1987 to 1920," *American Economic Review* Vol. 70, No. 2 (1980), pp. 306–310.

Walker, R. G. & P. Robinson, "A Critical Assessment of the Literature on Political Activity and Accounting Regulation," *Research in Accounting Regulation* Vol. 7 (1993), pp. 3–40.

Watts, R. L. & J. L. Zimmerman, "Toward A Positive Theory of the Determination of Accounting Standards," *Accounting Review* (Jan. 1978), pp. 273–305.

———& Zimmerman, "The Demand for and Supply of Accounting Theories: The Market for Excuses," *Accounting Review* (Apr. 1979), pp. 273–305.

———& Zimmerman, *Positive Accounting Theory.* Prentice-Hall, Inc., 1986.（須田一幸訳『実証理論としての会計学』，白桃書房，1991年。）

Wolk, H. I., J. R. Francis, & M. G. Tearney, *Accounting Theory: A Conceptual and Institutional Approach.* Kent Publishing Co., 1989.

山内弘隆「規制理論の新展開」『公共選択の研究』第2号（1982年），69–82頁。